

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号		担当課	農地・担い手 対策室
法令名	農業委員会等に関する法律	根拠条項	50-1	不利益処 分の種類	農業委員会ネットワーク 機構の指定の取消し	
農業委員会等に関する法律(抄) (昭和26年3月31日号外法律第88号)						
第50条 農林水産大臣等は、その指定に係る機構が次の各号のいずれかに該当するときは、 指定を取り消すことができる。						
一 農業委員会ネットワーク業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる とき。						
二 指定に関し不正の行為があつたとき。						
三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第四十四 条第一項の認可を受けた業務規程によらないで農業委員会ネットワーク業務を行つたと き。						
2 農林水産大臣等は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告しなけれ ばならない。						